

文教大学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で勉学の意欲を持ちながら経済的に修学が困難な学生に対し奨学金を給付し、当該学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学金の定義)

第2条 奨学金は、本学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充て、奨学生へ給付するものとする。

(適用)

第3条 奨学生の適用は、採用年度限りとする。

- 2 外国人留学生の奨学金については、別に定める。
- 3 研究生、委託生、聴講生、専攻科生及び科目等履修生については、この規程を適用しない。

(出願資格)

第4条 奨学生の出願資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 勉学に熱心に励む意思があり、かつ、その努力をしているが学資の支弁が困難な者
 - (2) 当該学期に文教大学緊急特別奨学金を受給している場合は、授業料の半額未満を受給している者
 - (3) 別に定める当該学年の標準修得単位数以上を修得しており、入学から出願時までの通算GPAが原則1.5以上の者。ただし、GPAが基準以下だった場合は、クラス、ゼミ、卒業論文及び卒業研究担当教員又はそれに相当する教員の推薦により、出願を認める場合がある。
 - (4) 出願時点で本学の成績が存在しない場合は、前号の要件は適用しない。
- 2 前項にかかわらず、留年した者の出願は認めない。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
 - 3 文教大学入試成績優秀者特待生及び本学以外の他団体から奨学金を給付されている場合でも、第1項の出願資格を満たす学生は、本学の奨学生として出願することができる。ただし、大学等の修学支援に関する法律に定める学資支給及び授業料減免の支援対象者は出願不可とする。

(奨学金の給付額)

第5条 奨学金の給付額は、授業料の一部に相当する金額とする。ただし、当該学期に文教大学緊急特別奨学金を既に受給している場合は、授業料の半額（半期分）から受給済みの金額を差し引いた額を上限とする。

(募集)

第6条 奨学生の募集は、大学事務局学事部が出願書類を明示し、毎年度これを行う。

(選考及び決定)

第7条 奨学生の選考は、学生委員会が行う。

- 2 学生委員会は、予算内で運用し得る人数を限度として採用者数計画表を作成する。
- 3 学生委員会は、採用者計画表に従って奨学生の候補者を選出し、給付額を決定する。

4 学生委員会は、当該候補者を各学部教授会に報告するとともに、学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を受け奨学生を決定する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学生に決定した学生には、学長が採用決定通知を交付し、奨学金を給付する。

(資格喪失)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

(1) 退学、休学した場合

(2) 除籍された場合

(3) 学業成績、学習態度又は生活態度が、不良と認められる場合

(4) 疾病などのため学業の継続が、望めなくなった場合

(5) 奨学生に採用された年度の途中で、大学等の修学支援に関する法律に定める支援の対象となった場合

(6) その他学則に違反し、又は奨学生として不適当と認める行為があった場合

(奨学金の返還)

第10条 前条により奨学生としての資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求めることができるものとする。

2 前項の返還金額は、学生委員会で決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 文教大学奨学生内規（昭和50年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 文教大学奨学金規程施行細則（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学者については、第4条第3項に定める文教大学入試成績優秀者特待生に関する部分は適用しない。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。